

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）
〒400-0043
山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号
TEL 055-220-6885
FAX 055-220-6887
URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

年末調整 申告書記入方法

いよいよ年末調整の時期が近づいてきました。第133号でもご案内いたしましたが、今年度より配偶者控除及び配偶者特別控除の改正がありました。それに伴い従業員様に記入いただく申告書の枚数が1枚増え、配偶者(特別)控除を受けるためには『給与所得者の配偶者控除等申告書』の記入が必要となりました。本人の所得と配偶者の所得で6パターンの記入方法がありますが、【別紙】に一般的な記入方法を掲載いたします。

配偶者（特別）控除を適用する場合、ご本人の所得と配偶者の所得をそれぞれ計算し、2人の所得より配偶者（特別）控除額を算定します。 →【別紙】をご参照ください。

◎収入と所得の違いについて

収入と所得は同じ意味のように思えますが、別のものです。はっきりと区別して考えないと所得税の過納付や納付不足が発生する可能性があります。

一般的な会社員（不動産収入他その他の収入がない方）の場合、「収入」とは給与や賞与の合計額（源泉徴収票の支払金額、いわゆる給与の額面額）のことを指します。

「給与所得」とは上記の収入金額（年収）から給与所得控除を差し引いた後の金額を指します。給与所得の計算方法を簡単に説明します。

給与等の収入金額（A）	給与所得控除額（B）以下の計算で算出します。
180万円以下	$(A) \times 40\%$ 65万円に満たなければ65万円
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超 1,000万円以下	$(A) \times 10\% + 120$ 万円
1,000万円超	220万円（上限）

給与所得 = (A) 給与収入 - (B) 給与所得控除額 となります。

◎年金収入や不動産収入がある場合には、別途計算方法がございます。ご不明な点等併せまして、お気軽に担当者までお問い合わせください。また、当事務所にて年末調整業務を承っております。自社で処理をされていて、事務負担を感じていることがございましたらご相談ください。

